厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三三、〇〇三人	（略）
（略）	（略）	（略）
合計	三三、一〇三人	

区分	定員	備考
本省	三一、七二二人	（略）
（略）	（略）	（略）
合計	三一、八二二人	

附則第四項中「厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第九十九号）」を「厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百二十九号）」に改め、同項の表中「三一、七六二人」を「三三、〇四三人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）（配送料別）